

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〇 結核指定医療機関の指定	一	〇 大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	六
〇 結核指定医療機関の指定辞退	一	〇 右 同	六
〇 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設設置の許可申請の概要	一	〇 開発行為に関する工事の完了	七
要		〇 特定調達契約に係る一般競争入札の実施	七
〇 肥料の登録	三	〇 平成十五年奈良県市町村職員共済組合の貸借対照表及び損益計算書の要旨の公告	九
〇 肥料の登録の有効期間の更新	三		
〇 肥料の登録事項の変更	四		
〇 道路の供用開始	四		
〇 道路の区域変更及び供用開始	五		
〇 都市計画の案の縦覧	五		

告 示

奈良県告示第二百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年八月十日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第二百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成十六年八月十日

奈良県知事 柿本善也

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あらい眼科	北葛城郡王寺町久度二一三一―一二 〇一	平成十六年七月十六日

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人康成会藤原京クリニック	橿原市四分町二三	平成十六年七月一日

奈良県告示第二百五十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県生活環境部環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び天理市環境経済部環境政策課（天理市川原城町六〇五番地）において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十日

奈良県知事 柿本善也

一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
株式会社山本工業 代表取締役 山本行男

水及び汚染物質の値 (単位 mg/l) 生物化学的酸素要求量 (BOD)		水素イオン濃度 (水素指数)	項 目	季節的変動の概要 (使用に季節的変動がある場合) 需要閑散期は五時間/日	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 七時から十六時まで (九時間)
		七・五	通常		
水及び汚染物質の値 (単位 mg/l) 生物化学的酸素要求量 (BOD)		七・五	最大	需要閑散期は五時間/日	七時から十六時まで (九時間)
		七・五	最大		

特定施設の種類の能力 七・六 ^m ³/回 (二基) 六・六 ^m ³/回 (二基)	特定施設の使用開始予定年月日 許可のあった日
--	---------------------------

三 特定施設の構造に関する事項 天理市庵治町一六一番地 株式会社山本工業 天理工場		二 工場又は事業場の名称及び所在地 株式会社山本工業 天理工場 天理市庵治町一六一番地	
--	--	--	--

四 特定施設の使用方法に関する事項 天理市庵治町一六一番地		五 特定施設の構造に関する事項 天理市庵治町一六一番地	
-------------------------------------	--	-----------------------------------	--

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大量 (単位 m³)	窒素含有量 (TN) (単位 mg/l) 〇・七七五	浮遊物質 (SS) (単位 mg/l) 五	化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/l) 五
	燐含有量 (TP) (単位 mg/l) 〇・一	浮遊物質 (SS) (単位 mg/l) 五	化学的酸素要求量 (COD) (単位 mg/l) 五

五 汚水等の処理方法に関する事項 天理市庵治町一六一番地	特定施設の種類 サイクロン、シクナー及びフィルタープレス	処理施設の構造 鉄鋼製	処理施設の能力 濃縮汚泥六七 ^m ³/時	汚水等の処理方法 分吸・凝集沈殿・ろ過	処理施設の使用開始年月日 平成六年一月十日	処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 七時から十六時まで (九時間)
------------------------------------	---------------------------------	----------------	------------------------------------	------------------------	--------------------------	--

汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目		処理前		処理後	
	項目	単位	通常	最大	通常	最大
汚水	水素イオン濃度(水素指数)	mg/l	七・九	七・九	七・五	七・五
汚水	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	五	五	五	五
汚水	化学的酸素要求量(COD)	mg/l	六・八	六・八	五	五
汚水	浮遊物質質量(SS)	mg/l	一一〇、〇	一一〇、〇	五	五
汚水	窒素含有量(TN)	mg/l	〇・七七五	〇・七七五	〇・七七五	〇・七七五
汚水	リン含有量(TP)	mg/l	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一

季節的変動の概要(使用に季節的変動がある場合)

需要閑散期は五時間/日

一日当たりの通常量及び最大の量(単位 m³)

奈良県告示第二百五十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成十六年八月十日

奈良県知事 柿本善也

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成十六年六月二十日	奈良県第七百八十一号	副産植物質肥料	魚かす粉 魚骨粉	窒素全量 四・八 りん酸全量 二一・〇	該当なし	志野作司 磯城郡三宅町三四二の三
平成十六年六月三十日	奈良県第七百八十二号	副産植物質肥料	三・五副産植物質肥料	窒素全量 三・五	該当なし	鳥山孝宣 橿原市四分町二八六番地の一

奈良県告示第二百五十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成十六年八月十日

奈良県知事 柿本善也

第七百四十一号	蒸製毛粉	粉	窒素全量 一三・〇	該当なし	平成二十二年八月十日	志野作司 磯城郡三宅町但馬三四
第六百六十二号	蒸製毛粉	粉	窒素全量 六・〇	該当なし	平成二十二年六月十七日	岡本賢治 北葛城郡広陵町百済一八五番地
第六百八十号	蒸製皮革粉	粉	窒素全量 一一・〇	該当なし	平成二十二年五月十四日	志野作司 磯城郡三宅町但馬三四 二の三
第六百二十三号	混合有機質肥料	有機混合肥料五七号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 五・〇	含有を許される有害成分の最大量は、窒素全量の含有率一・〇%につき、ひ素〇・〇一、カドミウム〇・〇〇〇〇	平成十九年四月十九日	志野作司 磯城郡三宅町但馬三四 二の三
登録番号 (奈良県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所

奈良県告示第二百五十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成十六年八月十日

奈良県知事 柿本善也

登録番号 (奈良県)	肥料の種類	肥料の名称	変更事項	変更前	変更後	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更年月日
第七百七十三号	副産物 物質肥	圧搾ごま 屑油	生産業者の氏名	服部荘之助	服部一利	服部一利 磯城郡三宅町小柳四七五	平成十六年六月一日

奈良県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十日

奈良県知事 柿本善也

区	間	敷地の幅員	延長	備考

二の三

生駒郡平群町菊美台八〇〇番一先から	メートル	メートル
生駒郡平群町榎原二〇六番九先まで	四・〇 九・〇	三三三・〇

四 供用開始年月日
平成十六年八月十日

奈良県告示第二百六十号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平群信貴山線
- 三 道路の区域

250	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
生駒郡平群町越木塚八九三番一先から	区間	前	三・七	一五四・七	
生駒郡平群町越木塚三三八番七先まで		後	一六・七 二五・二		

- 四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
- 五 供用開始年月日
平成十六年八月十日

奈良県告示第二百六十一号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

奈良県知事 柿本善也

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種別及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・四・五一 王寺田原本桜井線	北葛城郡上牧町下牧三丁目地内

- 二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部都市計画課、上牧町建設部都市整備課、王寺町建設部都市計画課及び河合町都市整備部都市整備課

- 三 縦覧期間

平成十六年八月十日から同月二十四日まで

- 四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十六年八月二十四日までに必着するように提出すること。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年八月十日から同年十二月十日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年八月十日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コープおしくま

所在地 奈良市押熊町一一五

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
市民生活協同組合ならコープ	(変更前) 午前十時 (変更後) 午前八時	(変更前) 午後九時 (変更後) 午後十一時
下村 康氏	(変更前) 午前十時 (変更後) 午前八時	(変更前) 午後九時 (変更後) 午後十一時
株式会社オイシス	(変更前) 午前十時 (変更後) 午前八時	(変更前) 午後九時 (変更後) 午後十一時
奈良コープ産業	(変更前) 午前十時	(変更前) 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後九時三十分まで
(変更後) 午前七時三十分から午後十一時三十分まで

三 届出年月日

平成十六年七月七日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年八月十日から同年十二月十日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年八月十日から同年十二月十日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年八月十日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イズミヤ王寺店

所在地 北葛城郡王寺町王寺二丁目六番一二号

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻

(変更前) 午前十時（年間六十日は午前九時）

(変更後) 午前八時
(変更後) 午後十一時

(変更後) 午前九時

閉店時刻

(変更前) 午後八時三十分(年間六十日は午後九時三十分)

(変更後) 午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時四十五分から午後八時四十五分まで(営業時間に応じた運用)

(変更後) 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

三 届出年月日

平成十六年七月十六日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年八月十日から同年十二月十日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年八月十日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年五月十日第七二一一八四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年八月二日第六〇七五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年八月二日第三八七四号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字八尾五八七番地ノ一及び五八八番地の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町馬見北一丁目五番五一号

内本高雄

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 磯城郡田原本町大字八尾五八八番地の一部

下水道 磯城郡田原本町大字八尾五八八番地の一部

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成16年8月10日

奈良県知事 柿本善也

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

共通端末機器の借入れ

2 入札物件の数量及び特質

共通端末機器 一式

3 借入期間

平成16年11月1日から平成17年3月31日まで

4 納入場所

奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎

奈良市登大路町80番地 奈良県分庁舎

各出先機関

5 入札方法

入札は、1か月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に

記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をも

って落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相

当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

奈 良 県 公 道 採 算

<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目01の賃貸業務に登録している者であること。</p> <p>なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県出納局総務課国費用度グループ（奈良県庁主棟1階） 電話番号（代表）0742-22-1101（内線4718）</p> <p>(4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できる者であること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であつて、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県総務部情報システム課地域情報ネットワーク推進グループ（県庁情報管理棟1階） 電話（代表）0742-22-1101（内線2661）</p> <p>2 入札説明会の日時及び場所 平成16年8月23日（月曜日）午前10時 第62会議室（県庁本庁舎6階）</p> <p>3 入開札の日時及び場所 平成16年9月21日（火曜日）午前11時 出納局総務課入札室（県庁本庁舎1階）</p> <p>4 郵便による入札</p>	<p>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「共通端末機器の借入れに係る入札書」と朱書して、入開札日の前日までに到着するようにしてください。</p> <p>第4 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。</p> <p>2 入札保証金 免除します。</p> <p>3 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定（県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。</p> <p>4 入札者に要求される事項</p> <p>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、調達物品適合規格承認申請をするとともに、調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績証明書及び確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。</p> <p>なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。</p> <p>(2) この提出資料に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。</p> <p>(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。</p> <p>(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。</p> <p>6 契約書作成の要否</p>
---	---

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。